

令和3年9月30日

小・中学校保護者様

鎌倉市教育委員会

### 緊急事態宣言解除後の教育活動について（お知らせ）

現在発出されている緊急事態宣言が9月30日をもって解除されることを踏まえ、「鎌倉市学校継続ガイドライン（R3.9.1版）」を次のとおり一部変更します。変更して実施ができる活動がありますが、引き続き感染症対策を徹底したうえでの実施となり、学校の状況によっては実施できないこともあることをご理解ください。

ご家庭でも10月1日に配付する学校継続ガイドラインの内容を改めてご確認いただき、ご家庭においても感染症対策を徹底してくださるようお願いいたします。

#### 1 緊急事態宣言解除に伴うガイドラインの変更点（ポイント）

- 行事における保護者の参観は、3密を避け、感染症対策を徹底したうえで参観できる方向で、感染状況や各学校の実態を踏まえ検討します。
- 校外学習、遠足、集団宿泊的行事については、感染症対策を徹底したうえで実施できる方向で、感染状況や各学校の実態を踏まえ検討します。
- 中学校の部活動については、10月8日（金）までは、自校において自校生徒のみの活動とし、準備片付けを含め平日4日以内放課後90分、週休日いずれか1日昼食はさまず3時間を上限とし、10月9日（土）から対外試合等への参加も含めて学校継続ガイドラインに基づき、感染症対策を徹底し、生徒の健康面に十分に配慮したうえで段階的に再開します。
- 手洗い、マスクの適切な着用、身体的距離の確保、換気・消毒など基本的な感染症対策を引き続き徹底します。

#### 2 家庭における感染症対策（引き続きのお願い）

- 3密の回避、正しい手洗い、マスクの適切な着用など基本的な感染症対策の徹底をお願いします。
- 毎朝、必ず検温及び健康観察をし、健康チェックカードにご記入ください。
- 本人及び同居の家族に体調不良や発熱等の風邪症状がある場合は、必ず自宅で休養してください。（家族がワクチン接種後に発熱等の体調不良があった場合も含む）
- 同居家族が体調不良や保健所の指示でPCR等検査を受ける場合は、陰性が判明し体調が回復するまでは登校を控えてください。
- 感染が心配で保護者が登校を差し控えると判断した場合、また、新型コロナウイルスワクチン接種及び接種後の副反応について保護者から申し出があった場合は欠席とはしません。
- 放課後や土・日、祝日など不要不急な外出をしないようご指導ください。